

令和8年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託

2 事業目的

訪日インセンティブ旅行を取扱う台湾の旅行会社及び訪日台湾市場を扱う日本国内のDMC向けに、神奈川県内の宿泊施設やユニークベニュー^{※1}、神奈川県のMICE助成金制度^{※2}及び対象となる指定コンテンツ^{※3}等を紹介するファミツアーの実施と台湾での商談会への参加等を通じ、訪日インセンティブ旅行の需要が高い台湾からの誘客を促進する。

※1 歴史的建造物や文化施設、公的空間などを活用して、会議やイベント、レセプションなどを開催する会場

※2 「R8神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカージョンプログラム実施支援助成金のお知らせ」参照

URL：<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/features/jyoseikin-r7>

※3 指定コンテンツ一覧

URL：<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/features/jyoseicontent-r7>

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託内容

受注者は、次の業務を本仕様書に基づき、実施すること。

(1) ファミツアーの実施【企画提案事項】

台湾で訪日向けインセンティブ旅行商品を扱う現地旅行会社及び訪日台湾市場を扱う日本国内のDMC向けに、神奈川県内へのインセンティブ旅行につながるファミツアーを企画し、実施すること。インセンティブ旅行については、特別感を提供するための演出・プログラムのプランニングなど様々なアプローチ手法があるため、この点を踏まえ、将来的な送客につながるように、実施に当たっては、次の内容に留意し提案すること。

ア 参加する現地旅行会社及び日本国内DMCの候補を8社以上、理由とともに提案し、契約締結後に発注者と協議の上、6社6名以上を決定すること。招聘する旅行会社については、4社4名以上を現地旅行会社とし、訪日インセンティブ旅行の実績があり、インセンティブ旅行の企画に創意工夫を凝らし、魅力的で印象的な内容作りができる事業者を選定し、提案すること。

イ 行程には、神奈川県のMICE助成金制度の対象となる指定コンテンツを含め、候補となる訪問先を6か所以上提案し、契約締結後に4か所以上を発注者と協議の

上、決定すること。候補先については、現在の台湾市場をよりの確に把握し、ニーズに適したコンテンツを選定すること。

ウ 行程には台湾側ファムツアー参加者と、神奈川県内宿泊事業者やユニークベニュー事業者等を含めた飲食をともなうレセプションを1回含めること。神奈川県内宿泊事業者やユニークベニュー事業者等については、候補となる事業者を15社以上提案し、契約締結後に参加事業者10社以上を発注者と協議の上、決定すること。

なお、レセプション参加人数は27名程度を想定すること。

エ 行程には、インセンティブ旅行に適した宿泊施設とユニークベニューの視察を含めること。台湾市場のニーズに合った視察が可能な宿泊施設とユニークベニューを理由と共に各5か所以上提案し、契約締結後に8か所以上を発注者が提供するリストと共に、提案内容を協議の上、決定すること。うち、視察先1か所以上に、宿泊すること。

オ アからエを含めたファムツアー実施の行程案を提案すること。

なお、実際のファムツアー実施の行程は、契約締結後に発注者と協議の上、決定すること。

カ ファムツアー開催時期については、令和8年度中のインセンティブツアー実施につながる効果的な時期を提案すること。

キ 受注者は、参加者の調整、行程の作成、視察先等への予約、宿泊施設や交通手段、通訳の手配、資料の作成等に生じた費用の支払いのほか、必要に応じて旅行保険等、参加者との契約をすること。

なお、ファムツアーの実施に必要な全ての費用は委託料に含めること。当日はファムツアーが円滑に進行するよう、受入先との調整、タイムキーピング等を行うなど、運営管理、記録業務を行うこと。

ク 受注者は、ファムツアー参加者、レセプション参加者へのアンケートを作成し、実施すること。内容については、発注者と協議の上、決定すること。また、回収したアンケートは、日本語に翻訳、集計、分析し、結果を発注者に報告するとともに視察先等へも情報共有すること。

(2) 訪日インセンティブ市場向けコンテンツ造成等のアドバイザー業務

発注者が実施する助成金コンテンツ等造成等の企画・開発に対して台湾の訪日インセンティブ旅行市場における業種、企業規模、実施時期、市場特有の嗜好（食、体験、贈答文化等）を踏まえた専門的な助言を行うこと。

(3) JNTO インセンティブ旅行商談会（台湾）への同行及び参加手続き等

参加する発注者に専門的な支援を行う者として、JNTO インセンティブ旅行商談会（台湾）（以下「JNTO 商談会」という。）へ同行し、神奈川県認知度向上と送客につながるプロモーションを実施すること。また発注者の代理として次のア～エの業務を行うとともに、ウ・オについて具体的に提案すること。

ア 参加申込み

JNTO の募集案内に基づき JNTO 商談会へ参加申込みを行うとともに、参加に当たり生じる、費用の支払いや各種手続きを行うこと。

イ 資料や販促物の作成

JNTO 商談会で使用する資料や、掲示するポスター、ギブアウェイなどの販促物といった、商談の効果をあげる販促ツールを準備すること。内容は契約締結後発注者と協議の上決定し、必要な中国語への翻訳を含め制作費用は委託料に含めることとするが、必要に応じて発注者が所有するパンフレットなどのデータが活用できるものとする。

ウ JNTO 商談会への同行及びプロモーション【企画提案事項】

JNTO 商談会に、参加する発注者に専門的な支援を行う者として同行し、神奈川県内の観光コンテンツやユニークベニュー、MICE 助成金制度などのコンテンツ（以下「県 MICE コンテンツ」という。）について PR を行うこと。

また、どのように商談から送客につなげるか、現地ニーズを示した上で重点的に PR する県 MICE コンテンツを具体的に明記し、プロモーション方針を具体的に提案すること。

なお、商談会に同行する者は、神奈川県内の MICE 関連コンテンツに関する知識を十分に有するものとする。

また、やむを得ない理由により発注者が商談会に参加できない場合は、その代理として参加し、商談および PR 業務を遂行する。

エ 結果の分析・報告

県 MICE コンテンツに対する反応や改善点等についてまとめ、報告するとともに、(4)の成果目標達成に向け、商談した現地旅行会社へ複数回のフォローアップ（訪問又はオンライン等）を行うこと。

オ JNTO 商談会へ参加が出来なかった場合【企画提案事項】

JNTO 商談会が中止又は抽選後落選など、やむを得ない理由により参加できない場合、受注者は同等の効果が見込まれる他の現地商談会への同行又は代理参加、もしくは現地における商談会の開催を行うものとする。なお、代わりに参加する他の現地商談会については、効果的と考える根拠とともに 1 件以上提案すること。

(4) 成果目標

事業終了までに、予約を含め 150 人以上の送客を目標とする。ファムツアー参加者に対して、インセンティブ旅行の本県への誘致を促すフォローアップを行うほか、商談会における商談実施先の現地旅行会社に対して複数回のフォローアップ（訪問又はオンライン等）を行い、インセンティブ旅行の本県誘致に 2 件以上結び付けるものとする。そのうち、MICE 助成金制度を活用したツアーについては、少なくとも 1 件以上の誘致に努めるものとする。

なお、具体的な手法について、根拠とともに提案すること。

5 事業報告書の提出

(1) 報告書の作成

受注者は、4の業務終了後、業務完了届（別紙様式）に次の内容を記載した事業実施報告書（任意様式）を添えて、発注者に提出すること。

ア 各業務の概要

イ ファームツアーの内容及び記録（訪問先ごとの概要及び写真を記載）

ウ 参加者情報

エ アンケート集計結果

オ 商談会同行又は代理参加結果（商談先と商談内容、PRへの反応や成果など）

カ 成果物（作成した資料等）

キ 成果目標における進捗状況、今後の展望

(2) 提出方法

電子データ（Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Microsoft Power Point2013のうち編集可能ないずれかのファイル形式）で作成し、電子メール又はCD-R等の電磁的記録媒体により提出するとともに、印刷したもの（A4両面カラー印刷）を2部郵送又は持参すること。

なお、電磁的記録媒体を購入する場合の費用は委託料に含めること。

(3) 提出先

（公社）神奈川県観光協会 担当：山岸・出口

〒231-8521 横浜市中区山下町1

yamagishi@kanagawa-kankou.or.jp

(4) 提出期限

令和9年3月17日（水）

6 その他

(1) 使用言語

ア 発注者との連絡と調整は、電子メール、電話、面談等の方法により、原則、日本語で行うこと。

イ 第三者へ発信、提供する繁体字で作成される文書は、繁体字のネイティブ若しくは同等の能力を有する者が作成するとともに、繁体字に翻訳した神奈川県の高付加価値コンテンツのデータ以外は、日本語に訳した文書を発注者に事前に提出し確認を受けること。

(2) 制作物に関する権利の帰属

ア 委託業務においては、著作権、肖像権等の取扱いに十分注意すること。

イ 委託業務の履行に伴い発生する全著作物及び中間生産物のうち、第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真等を除いた一切の著作権（著作権法第27条及び同第28条所定の各権利も含むが、これらに限らない。）は、発注者に帰属すること。

ウ 委託業務により得られる著作物及び中間生産物の著作者人格権について、受注者は将来に渡り行使しないこと。また、受注者は成果品の制作に関与した者に対して著作権を主張させず、著作者人格権について行使しないものとする。

エ 委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。

オ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。

(3) 委託事項の遵守・守秘義務

ア 受注者は、委託業務の実施に当たって、関係法令、条例、規則等を十分に遵守すること。

イ 受注者は、委託業務の実施により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(4) 個人情報の保護

別添「個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

(5) 再委託が必要な場合の取扱いについて

ア 受注者が、業務上の必要性により委託業務の一部を再委託する際は、あらかじめ再委託する業務、相手方等を明らかにし、受注後に発注者に届出をし、書面により承諾を得ること。

イ 再委託する業務、相手方等に変更がある場合は、受注者は、その都度、発注者の承諾を得ること。

ウ 作業責任者の業務については、再委託してはならない。

(6) 留意事項

ア 受注者は、発注者と十分な協議を行いながら本業務を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。

イ 発注者は、作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができる。

ウ 業務の委託期間中に、変更が必要な業務がある場合は、その都度、発注者と受注者で協議の上、対応すること。

(別紙様式)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

(公社) 神奈川県観光協会会長 望月 淳 殿

(受託者)

所在地 :

法人名 :

代表者 (職・氏名) :

次のとおり、業務を完了しましたので報告します。

受託業務名	令和8年度台湾向けインセンティブツアー誘致等業務委託
受託年月日	
受託金額	
受託期間	
完了年月日	
本件責任者及び担当者	責任者役職・氏名 連絡先 担当者役職・氏名 連絡先

※「本件責任者及び担当者」の役職、氏名及び連絡先記載の場合、押印省略可能